

## 延岡市移住定住推進「地域おこし協力隊」募集要項

### 1. 募集概要

延岡市は、宮崎県の北部に位置し、九州で2番目に広い面積を有する東九州の中核都市です。

市街地から車で30分も移動すれば超一級の海・山・川の自然を活かしたダイビングやロッククライミング、リバーカヌーや海釣りなどを年間通して楽しむことに加え、農業・畜産業・漁業が盛んで、豊富な食材を生かした美味しい料理を数多く味わえます。また、延岡市は旭化成株式会社発祥の地で、東九州随一の工業集積を誇る「ものづくりのまち」であることから、自然と産業の調和のとれたまちとして発展してきました。

一方で、県内他市と比較すると移住相談件数が少なく、認知度の低さが課題となっております。この課題を解決し、移住者を増やしていくためには、延岡市の魅力や、延岡市での暮らしをイメージできるような情報（移住体験談やリアルな生活者目線の情報）等を全国に発信することに加えて、移住者同士のつながりを構築して、移住しやすい環境を整備していくことが重要です。

これらの業務を「移住者」である地域おこし協力隊員が担うことによって、より移住検討者への訴求性を高め、効果的な移住・定住推進プロモーションとしていくために、隊員を募集します。

### 2. 勤務地

宮崎県延岡市東本小路2番地1 延岡市役所3階  
商工観光文化部人材政策・移住定住推進室

### 3. 活動地域

延岡市内及び都市圏（例：移住関連イベント開催地）

### 4. 業務概要

#### (1) 市役所等で行う移住定住推進業務

- ① 移住相談対応
- ② 移住情報の発信（HP、SNSなど）
- ③ 移住情報の発信のための取材（移住者や市内企業への取材を想定）や記事原稿の作成

#### (2) 移住関連イベント等、移住関連業務の補助

#### (3) 都市圏在住の移住検討者への延岡市認知度向上活動の企画・立案

#### (4) 移住者同士のネットワーク構築に向けた企画・立案及び構築に関する活動

#### (5) 定住に向けた就業・起業に必要な技術・知識の習得に関する活動

#### (6) (1)(2)(3)(4)(5)に定めるもののほか、市長が必要と認める活動

## 5. 募集人員

地域おこし協力隊1人

次の(1)から(9)のすべての項目に該当する方を対象とします。

- (1) 応募時点で18歳以上の方
  - (2) 応募時点で既に延岡市に定住・定着している方（既に住民票の異動が行われている方等）以外で、別添資料「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和4年4月1日現在）」において、申込時点で住民登録されている住所地が、次の①から③のいずれかに該当する方。又は次の④から⑥のいずれかに該当する方
    - ① 住所地の市区町村の「地域要件区分」が「3大都市圏内 都市地域」であること
    - ② 住所地の市区町村の「地域要件区分」が「3大都市圏内 一部条件不利地域」であり、かつ住所地が条件不利区域（※1）以外の区域であること
    - ③ 住所地の市区町村の「指定都市」欄に★があり、かつ住所地が条件不利区域（※1）以外の区域であること
- ※1 「条件不利区域」とは、「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域のことです。
- ④ 「地域おこし協力隊員」であった方（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）
  - ⑤ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）を終了した方（JET プログラム参加者としての活動2年以上、かつ JET プログラムを終了した日から1年以内）
  - ⑥ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方
- (3) 採用の決定後に延岡市内に転居して住民票を異動することが可能である方（着任後に住民票を提出していただきます）
  - (4) 延岡市の認知度向上及び移住定住を推進するための情報発信や移住定住イベントの参加、移住者のネットワーク構築などの活動に興味がある方
  - (5) 心身ともに健康で、地域住民、移住者、移住検討者等との円滑なコミュニケーションを図れる方
  - (6) 普通自動車免許を有している方
  - (7) パソコン、スマートフォンを使用でき、Word、Excel、インターネット（SNS 等）等を活用できる方
  - (8) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

（参考）地方公務員法第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けるこ

とができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(9) 「地域おこし協力隊」としての任期の終了後も延岡市内に定住し、起業または就業する意欲がある方

#### 6. 活動時間等

- (1) 活動は、1日7時間15分（8時30分～16時45分。12時～13時の休憩時間を除く）として、週5日（土、日、祝日を除く）勤務を基本とします。
- (2) 活動内容によっては、夜間又は休日に活動することも想定されるため、時間外勤務を命じる可能性があります。
- (3) 有給休暇等については、一定の要件を満たした場合に付与されます。

#### 7. 雇用形態、任用期間

- (1) 延岡市の会計年度任用職員（パートタイム）として任用します。
- (2) 任用期間は任用日から任用年度末までとします。任用日から、最長3年間（36か月）まで年度ごとに更新することができますが、任用の更新については、一定の手続きを経たうえで、延岡市にて判断します。
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合には、雇用期間中であっても、その職を解くことができるものとします。

#### 8. 報酬等

- (1) 前職の職務経験年数に応じて日額9,417～9,982円を支給します。
- (2) 期末勤勉手当あり（6、12月）。ただし、一定の要件を満たした場合に当市の条例、規則等に基づき支給します。
- (3) 時間外勤務手当、距離に応じた通勤手当（費用弁償）等については、当市の条例、規則等に基づき支給します。

#### 9. 福利厚生等

- (1) 社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。
- (2) 当市が借り上げる住居に居住していただきます（費用の一部自己負担あり）。転居にかかる費用や生活費等（食費、水道光熱費等）は自己負担となります。
- (3) 活動に必要な車両（共用車）、パソコンは延岡市が用意します。ただし、私生

活には使用できません。

※車両（共用車）は延岡市職員と共用しますので、通勤には使用できません。

- (4) その他、活動に必要なものは、その必要性を考慮したうえで、予算の範囲内で  
当市が負担します。

## 10. 応募手続き

### (1) 応募方法

- ① (4)応募先まで郵送又は直接持参により応募してください。

※持参する場合は、17時15分までとします。

### (2) 応募書類受付期間

- ①令和6年4月2日(火)から令和6年5月29日(水)まで(必着)。

### (3) 提出書類

- ① 応募用紙 (Air ワーク採用管理、Indeed、リクナビ NEXT 又は延岡市ホームページよりダウンロードしてご記入ください。)

- ② 履歴書 (任意の様式)

- ③ 世帯の全員の住民票 (応募時点での住所が記載されているもの。本籍及び個人番号の記載は不要)

- ④ 提出された書類は返却しません。

### (4) 応募先

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

延岡市 商工観光文化部 人材政策・移住定住推進室

「地域おこし協力隊」募集係

### (5) 現地視察について

- ① 応募受付期間中に現地視察を希望される場合、個別に対応しますので、事前に「12. 問い合わせ先」の担当者までご連絡ください。

- ② 視察に係る費用 (旅費等) は自己負担となります。

## 11. 選考方法

### (1) 第一次選考

- ① 書類選考を行います。選考結果については、応募者全員に文書で通知します。

### (2) 第二次選考 (※詳細は、第一次選考結果の通知の際にお知らせします。)

- ① 第一次選考の合格者を対象に、延岡市内にて面接を行います。

- ② 選考結果は、第二次選考参加者全員に文書で通知します。

- ③ 面接試験にかかる費用 (旅費等) は一部自己負担となります。

## 12. 問い合わせ先

本募集につきましてご不明な点がございましたら、下記の担当者まで電話、FAX 又はメールにてお問い合わせください。

住所 〒882-8686

宮崎県延岡市東本小路2番地1

延岡市 商工観光文化部 人材政策・移住定住推進室 担当者 落合

TEL 0982-20-7176

FAX 0982-22-7080

E-mail [jinzai@city.nobeoka.miyazaki.jp](mailto:jinzai@city.nobeoka.miyazaki.jp)